

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度狭山市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

補正予算別冊のとおり

令和3年12月15日

狭山市長 小谷野 剛

令和3年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度狭山市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,690,015千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 9,917,776	千円 990,000	千円 10,907,776
	2 国庫補助金	3,235,790	990,000	4,225,790
歳入合計		51,700,015	990,000	52,690,015

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 22,442,334	千円 990,000	千円 23,432,334
	2 児童福祉費	10,008,784	990,000	10,998,784
歳 出 合 計		51,700,015	990,000	52,690,015